

事務連絡
令和7年12月26日

関係団体御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1226 第 2 号
令和 7 年 12 月 26 日

地方厚生（支）局 医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 8 年 1 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に對して周知徹底を図られたい。

記

別添 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号）の一部改正について

別添

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(令和6年3月5日保医発0305第8号) の一部改正について

1 I の 3 の 150 (4) アを次のように改める。

- ア 以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。
 - a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が 4 cm^2 以上の軟骨欠損部位を有する患者
 - b 変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が 2 cm^2 以上の軟骨欠損部位を有する患者

2 I の 3 の 150 (4) ウ b ii を次のように改める。

ii 外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項

3 I の 3 の 150 (4) エの次に次を加える。

- オ ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト（自己）軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守すること。

(別添参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自家培養軟骨</p> <p>ア <u>以下のいずれかの患者に実施した場合に限り算定できる。</u></p> <p>a 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位<u>を有する患者</u></p> <p>b <u>変形性膝関節症で、運動療法等の保存療法により臨床症状が改善せず、かつ、軟骨欠損面積が2cm²以上の軟骨欠損部位を有する患者</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。</p> <p>a (略)</p> <p>b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。</p> <p>i (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）（以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い</p> <p>001～149 (略)</p> <p>150 ヒト自家移植組織</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 自家培養軟骨</p> <p>ア 膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く。）で、他に治療法がなく、かつ、軟骨欠損面積が4cm²以上の軟骨欠損部位<u>に使用する場合にのみ算定できる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 以下のいずれにも該当する医師が使用した場合に限り算定する。</p> <p>a (略)</p> <p>b 所定の研修を修了していること。なお、当該研修は、次の内容を含むものであること。</p> <p>i (略)</p>

<p>ii <u>外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎と変形性膝関節症との鑑別点に関する事項</u> iii～viii (略) エ (略)</p> <p><u>ヒト自家移植組織（自家培養軟骨）を変形性膝関節症の患者に対して使用する場合には、日本整形外科学会の定める「ヒト（自己）軟骨由来組織の変形性膝関節症に対する適正使用指針」を遵守すること。</u></p> <p>(5)～(8) (略) 152～237 (略) 4～6 (略) II～IV (略)</p>	<p>ii <u>変形性膝関節症との鑑別点に関する事項</u> iii～viii (略) エ (略) (新設)</p> <p>(5)～(8) (略) 152～237 (略) 4～6 (略) II～IV (略)</p>
---	--